

【第7条（透明性の確保等）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【透明性の確保等について】 <ul style="list-style-type: none"> 公平・透明な情報公開による説明責任を果たすとともに、積極的な広報活動や市民が求める行政情報の提供により、情報の共有化を図る必要がある。 市民に明確に説明できる専門知識の取得や、そのための訓練やトレーニングが必要である。 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければならない。 行政は、政策等の立案、実施、評価の過程において、その経過、内容、効果等を分かりやすく市民に説明し、公正で透明な行政の実現を図らなければならない。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【透明性の確保等について】 <ul style="list-style-type: none"> 行政は、その保有する情報を適時かつ適切に公開し、又は提供することにより常に市民と情報を共有し、執行機関等の透明性、応答責任及び説明責任を確保する仕組みを構築しなければならない。 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければならない。 行政は、市民に対する情報の提供にあたっては、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、その経過、内容、効果等を市民に分かりやすく説明しなければならない。 市民と行政が協働するためには、前提として透明性の確保、応答責任、説明責任を行政の役割の中に入れてほうがよい。



[パブリック・コメント手続]
[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第2章協働に第7条（透明性の確保等）を規定。
------	--------------------------

【第8条（情報公開）について】

	主な議論・意見概要
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会</p> <p>（公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）</p>	<p>【情報公開について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公平・透明な情報公開による説明責任を果たすとともに、積極的な広報活動や市民が求める行政情報の提供により、情報の共有化を図る必要がある。 ・ 市民が行政を信用できる仕組みが必要。（情報公開が大前提） ・ 行政がなぜ決定したかという過程も公開すべき。 ・ 説明できるだけの専門知識の取得が必要。 ・ 市民と行政は、協働のまちづくりを進めるため、その保有する情報を常に共有しなければならない。 ・ 行政は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な行政の実現を図るため、情報を公開しなければならない。
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議</p> <p>（部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）</p>	<p>【情報公開について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政が持つ情報は市民の情報であることを認識し、行政は市民との情報共有の前提として、情報公開・提供を推進しなければならない。 ・ 寝屋川市では、情報公開条例が、平成10年（1998年）1月から施行されており、今後ともその適正な運用を図る必要がある。 ・ 市民からの公開請求がなくても、行政は積極的に情報を提供していかなければならない。 ・ 誰にも分かりやすい形で提供すること、市民が情報を必要とするときに迅速にタイミングよく公開・提供することが必要である。 <p>なお、そのような情報は平等に提供することが必要であり、そのための伝達手段の工夫が必要である。</p>



[パブリック・コメント手続]

[平成19年12月市議会定例会]

最終結論	条文第2章協働に第8条（情報公開）を規定。
------	-----------------------

【第9条（個人情報の保護）について】

主な議論・意見概要	
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会</p> <p>（公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）</p>	<p>【個人情報の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の公開については、適正な運用を図る必要がある。
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議</p> <p>（部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）</p>	<p>【個人情報の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政は、事務遂行に当たって必要な場合、法律、条令等の規定に基づき、個人情報を収集・管理することができるため、収集した個人情報を適正に管理しなければならない。



[パブリック・コメント手続]

[平成19年12月市議会定例会]

最終結論	条文第2章協働に第9条（個人情報の保護）を規定。
------	--------------------------

【第 10 条（市民活動の尊重等）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【市民活動の尊重等について】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民主体の活動であるが、行政のバックアップが必要ではないか。 ・ 自主的・主体的なコミュニティ活動を継続するための、行政からの側面的な支援策について検討する必要がある。 ・ 市民活動を長続きさせる工夫が必要である。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【市民活動の尊重等について】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政が市民活動に対し、関わり合いを無理に持つということがあってはならないのではないかと考える。市民活動は自主的・自立的活動であるとする。 ・ 市民活動とは何か、ある程度定義する必要がある。また、寝屋川市市民活動支援指針等との整合性を図る必要がある。



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 2 章協働に第 10 条（市民活動の尊重等）を規定。
------	--------------------------------

【第 11 条（市民参画の推進）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【市民参画の推進について】 <ul style="list-style-type: none"> 市は、市政運営の様々な場面で、広く市民の声を聴いたり、市民の市政への参画を積極的に推進していかなければならない。 行政は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が公平に保障されるよう、多様な市民参画制度の整備を図るべきである。 市民参画に当たっては、行政運営の様々な段階で市民参画の機会が保障されるよう、事業の各段階や内容に応じて適切な制度が必要である。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【市民参画の推進について】 <ul style="list-style-type: none"> 行政は、市民の行政運営への参画を促進する環境づくりの手法を常に考えなければならず、様々な手法について検討を行う必要があると考える。 行政側から見た住民参画の在り方なども検討すべきである。



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 2 章協働に第 11 条（市民参画の推進）を規定。
------	-------------------------------

【第 12 条（市民の役割及び責務）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【市民の役割及び責務について】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の専門性や知識をまちづくりにいかすなど、市民も役割を果たすことが必要である。 ・ 市民は市の情報を理解する努力が必要であり、行政に対し対案を出すことが必要である。 ・ 市民活動に参加しないことで、不利益を被ることがないようにしなければならないのではないか。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【市民の役割及び責務について】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と行政では立場が異なり、それぞれの役割、責務も違う。 ・ 条文に行政の役割、責務について規定するのであれば、市民の役割、責務についても個別に規定した方が良いのではないか。



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 3 章市民に第 12 条（市民の役割及び責務）を規定。
------	---------------------------------

【第13条（議会の役割）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【議会の役割について】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、寝屋川市の重要な意思決定や行政運営の監視を行うとともに、議会としての意見を国等へ表明するもの。 ・ 議会、行政の役割を明確化し、両者が互いの役割を認識し、行動しなければならない。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【議会の役割について】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、議会、行政が共有する基本的な理念及び原則を定める条例であるので、議会についても定義付けをする。



[パブリック・コメント手続]

[平成19年12月市議会定例会]

最終結論	条文第4章議会に第13条（議会の役割）を規定。
------	-------------------------

【第14条（議会の責務）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【議会の責務について】 <ul style="list-style-type: none"> 市民の信託に基づいて設置されている議会は、市民意見が反映される、市民に身近な存在であるべき。 議会もまた、社会状況の変化や、市民ニーズの多様化などに、迅速・的確に対応していくために、様々な面で改革を進めていくことが必要である。 議会や議員の活動を市民が知るができる仕組みが必要である。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【議会の責務について】 <ul style="list-style-type: none"> 議会は、その権限を行使するために、多様な市民意見や市の置かれている状況等を基に十分な議論を行い、適切に市民の意見を反映させ、市の将来を見据えた的確な結論を出すもの。協働のまちづくりに向けた、「協働する議会」が必要である。 議会活動に関する情報について、市民との共有を進める必要がある。



[パブリック・コメント手続]

[平成19年12月市議会定例会]

最終結論	条文第4章議会に第14条（議会の責務）を規定。
------	-------------------------

【第 15 条（市議会議員の役割及び責務）について】

	主な議論・意見概要
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会</p> <p>（公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）</p>	<p>【市議会議員の役割及び責務について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は、市民から直接信託を受けた者として、積極的に自由討議を行い、議論の活性化に努める必要がある。 ・ 議員は常に資質向上に努めることが必要である。
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議</p> <p>（部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）</p>	<p>【市議会議員の役割及び責務について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は府議会議員もいるので明確にするために、「議員の責務」から「市議会議員の責務」とする。



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 4 章議会に第 15 条（市議会議員の役割及び責務）を規定。
------	------------------------------------

【第 16 条（市長の役割及び責務）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【市長の役割及び責務について】 <ul style="list-style-type: none"> 市民から直接選挙で選ばれた市長は、その信託に基づき、公正、誠実に寝屋川市の市政を担わなければならない。 市長の責任として、公正・誠実を確認すべき。 市長は、時代が要請する課題や市民のニーズの変化に対応し、行政施策の見直しや行政組織の改革を常に心がけ、市民の期待に誠実に応えるよう努めなければならない。また、職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければならない。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【市長の役割及び責務について】 <ul style="list-style-type: none"> 一般的な地方自治法の市長の責務にとらわれず、この条例を実現させていくため、市長の役割及び責務について、あえて条例に規定した方が良いのではないか。 市長の役割は、「理念実現のため」に限定せず、公正かつ誠実に職務を遂行すると当たり前のことを規定すれば良いのではないか。



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 5 章行政に第 16 条（市長の役割及び責務）を規定。
------	---------------------------------

【第 17 条（行政の役割及び責務）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【行政の役割及び責務について】 <ul style="list-style-type: none"> 行政内部の縦割りを打開するとともに、市民に優しい市役所が求められると考える。 地方自治法、地方公務員法などの法令で規定されている、行政が当然やるべきことまで条例で規定する必要はないのではないか。 公正かつ公平、市民に分かりやすいサービス、また、庁内横断的に、総合的な行政サービスを提供する必要がある。 創造的な仕事のできる職員、説明責任を果たせる職員の人材育成が必要である。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【行政の役割及び責務について】 <ul style="list-style-type: none"> 地方自治法に定義されていることをあえて条例で定義しなくても良いのではないかと考える。 縦割りの弊害の解消を目指して総合的な行政サービスの提供を行い、必要に応じて行政内部の権限移譲を進めるなど柔軟性を持った組織運営や、施策に優先順位をつけるなどメリハリのある財政運営、適材適所の配置等の人材の活用など、様々な面で改革に取り組むべきである。



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 5 章行政に第 17 条（行政の役割及び責務）を規定。
------	---------------------------------

【第 18 条（職員の役割及び責務）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【職員の役割及び責務について】 <ul style="list-style-type: none"> 市職員は、全体の奉仕者として、市民が主役という意識を持ちながら、公正、誠実、効果的に職務を遂行するとともに、前例にとらわれることなく創造的な仕事を行うことが求められると考える。 職員の責任として、公正・誠実・効率を向上させるべきである。 市職員は、自己啓発に努め、課題の対応に必要な技能の向上や、市民に明確に説明するために必要な専門知識の取得などに意欲的に取り組まなければならないと考える。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【職員の役割及び責務について】 <ul style="list-style-type: none"> 職員の役割を規定することも大切だが、本条例に職員一人一人がどう関わるか、全職員にどう浸透させていくのか、その過程が重要である。 市民に説明責任を果たしていくための専門知識や、分かりやすく説明するためのスキルの取得に努め、市民と交流・対話できるよう、コミュニケーション能力についても身につける必要がある。



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 5 章行政に第 18 条（職員の役割及び責務）を規定。
------	---------------------------------

【第 19 条（行政運営）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【行政運営について】 <ul style="list-style-type: none"> 行政運営に当たっては、市の総合計画との関連を条例上どのように規定するか検討する必要がある。 行政は市民との情報共有を進め、広く市民の声を聴いたり、市民の行政運営への参画を積極的に推進していくなど、前例にとらわれることなく市民との協働を推進できる体制を整えなければならないと考える。
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【行政運営について】 <ul style="list-style-type: none"> 条例に市の行政運営に関する規定を設けるのであれば、理念条例である本条例と本市のまちづくりの指針であり、行政運営の指針となる総合計画との整合性を整理した上で定める必要がある。



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 5 章行政に第 19 条（行政運営）を規定。
------	----------------------------